

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
3 月 7 日
(金曜日)

目次

○規則	山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則（交通規制課）	一
○告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	一
	産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（二件）（廃棄物・リサイクル対策課）	五
	救急病院の認定（医療政策課）	六
	特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）	六
	漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意（水産振興課）	一〇
	宇部都市計画道路の変更（都市計画課）	一〇
	柳井都市計画道路の変更（都市計画課）	一一
	土砂災害警戒区域の指定の解除（八件）（砂防課）	一一
	土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	一三
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（八件）（砂防課）	一五
	土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	一七
○公告	一般競争入札の実施（管財課）	一八
	国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（宿井）換地区）の換地処分（農村整備課）	二〇
	公園施設に係る指定管理者の指定（都市計画課）	二〇
	県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定（住宅課）	二一
○選管告示	不在者投票のできる老人ホームの指定	二四
	不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の廃止	二四
○雑報	県報の正誤（令和七年二月二十八日山口県公安委員会規則第一号）	二五

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表七の項中「⁽⁵⁾ 保管場所標章の交付又は再交付」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県告示第五十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年三月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本製鉄株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（光）

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	構 造			使 用 の 方 法
		予工事着手 年月日定	予工事完成 年月日定	予使用開始 年月日定	
六二一ハ	(t/時)八・五	(既 設)			間使用時間 時一日当た りの使用間 間動季節的 の概的要変
〃	(t/月)八、五〇〇				連 続 二四時間 変動なし
〃	(t/月)一、〇〇〇				〃
〃	(t/月)一、〇〇〇	(既 設)			〃
〃	(t/月)一、〇〇〇				〃
〃	(t/月)四、〇〇〇				〃
六五	(t/月)二、七〇〇	(既 設)			〃
〃	(t/月)五五〇				〃
〃	(t/月)五〇〇				〃

備考 「六二一ハ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六二一ハ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
〃	七・五	一五〇	二、六〇〇
〃	九・五	二〇〇	二、六〇〇
〃	二六	三五	四、三〇〇
〃	二〇	三〇	二、六〇〇
〃	三	六	二、六〇〇
〃	最 大	最 大	二、六〇〇
〃	〇・三	〇・六	二、六〇〇
〃	〇・六	〇・六	二、六〇〇
〃	通 常 最 大	通 常 最 大	二、六〇〇
〃	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
〃	四、三〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇

種 類	構 造	能 ($\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$)力	処理の 方式	連 続 使用 時間 隔間	の一日 使用当 たりの 時間	概 季節 的変動 の要 否	年 工事 着手 予定 日	年 工事 完成 予定 日	年 使用 開始 予定 日
共同 処理 施設	〃	二八八	中和・凝集沈殿	〃	〃	〃	(既 設)		
含油 廃水 処理 施設	鋼 板 製	六五〇	凝集加圧浮上	〃	〃	〃			
オイル セパ レー タ― ・中 和施 設	〃	一四、八七三	〃	〃	〃	〃			
〃	製鉄 筋コン クリー ト	一七、七五五	浮上・中 和	〃	〃	〃			
共同 処理 施設	鋼 板 製	二二、五〇〇	中和・凝 集沈殿	〃	〃	〃			
〃	〃	二四、二六二	〃	〃	〃	〃			
オイル セパ レー タ― ・中 和施 設	製鉄 筋コン クリー ト	三三、〇四四	浮上・中 和	〃	〃	〃			
共同 処理 施設	コン クリー ト製	九〇、〇〇〇	凝 集沈 殿	〃	二 四時 間	変 動な し			

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	〃	〃	〃	六五	〃	〃
	三	四	二	五・五	〃	〃
	四〃三	一二〃一	四〃一	一二〃一	九〃五	九〃六
	六〇	四〇	二二五	四〇	一五〇	一〇
	七〇	六〇	二八〇	六〇	二〇〇	一六
	四〇	一〇〇	四〇〇	五〇	二〇	四〇
	五〇	二〇〇	五六〇	七〇	三〇	五〇
	〃	四〇	四五〇	四〇	〃	〃
	〃	六〇	六五〇	六〇	〃	〃
	〃	〇・三	五〇〇	〃	〃	〃
	〃	〇・六	一、〇〇〇	〃	〃	〃
	一八〇	一七〇	六九	四〇〇	一、一五〇	二、八八〇
	二五〇	一七五	八六	四五五	一、一五〇	二、八八〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No.10	No. 9	No. 8	No. 7	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排水口		排水の汚染状態の値
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	
六・二	八	〃	八・二	七・六	七・五	〃	〃	七・四	通常最大	水素イオン濃度 (水素指数)	
八・五〇五	五・九〇五	〃	八・五〇七	九・五〇五	八・五〇五	〃	九・五〇五	八・五〇五	通常最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二	一〇	〃	二	一一・六	一一	〃	一四・五	七	通常最大	浮遊物質 (mg/l)	
五	二〇	〃	三	一四・九	一六	〃	〃	二〇	通常最大	鉍油類 (mg/l)	
一	四〇	〃	四	一四	一六・九	〃	二二・五	一〇・六	通常最大	窒素 (mg/l)	
五	四〇	〃	九	三六	〃	〃	四〇	三〇	通常最大	リン (mg/l)	
〇・五	五	〃	検出せず	四・四	三・八	〃	〃	四・五	通常最大	排水の一日当たりの量 (m³)	
三	五	〃	二	五	二五	〃	六〇	二〇	通常最大		
〃	一〇	〃	四	二〇	六〇	〃	一〇一	六〇	通常最大		
〇・二	一	〃	〇・二	〇・三	〃	〃	〇・四	〇・三	通常最大		
〇・四	二	〃	〇・四	〇・六	〇・七	〃	〇・八	八	通常最大		
二二〇	―	一七六、八八〇	一七五、二〇〇	六、五七八	一八、三八八	一六、三〇四	九、九九五	一〇、一一二	通常最大		
二二〇	四三〇、〇〇〇	一七八、五六〇	一七五、二〇〇	九、八九三	二七、三〇九	二〇、五九九	一二、六二五	一四、六二一	通常最大		

山口県告示第五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつた。

当該申請書及び当該変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和七年三月七日から同年四月七日までの間、山口県周南環境保健所及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者 一般財団法人山口県環境保全事業団

住 所 山口市大手町九番一一号

代表者の氏名 山野 元

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 周南市大字富田字西ノ嶋一〇五九三番地先公有水面

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類 管理型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん及び十三号廃棄物

五 申請年月日 令和六年十二月六日

山口県告示第五十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和七年三月七日から同年四月七日までの間、山口県宇部環境保健所及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者

名 称 株式会社宇部整環リサイクルセンター
住 所 宇部市大字船木三三四番地
代表者の氏名 徳山 大洙

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宇部市大字船木字西ノ浴三三四番及び字土樋ケ浴五八三番四

三 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず

五 申請年月日

令和六年十月十七日

山口県告示第六十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
医療法人社団陽光会光 光市島田二丁目二番一六号 令和一〇、三、三一
中央病院

山口県告示第六十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第二項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域 防府市

二 検査の期日、場所等

令和七、四、一四 日

時 間 場 所

午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 防府市佐波公民館

午前一〇時から正午まで 防府市宮市福祉センター

午後一時三〇分から午後三時まで 防府市小野公民館

午前一〇時から午前一一時三〇分まで 防府市大字富海一二五八の一
山口県農業協同組合ふれあい富海支所

午後一時から午後三時三〇分まで 防府市牟礼公民館

午前一〇時から午前一一時三〇分まで 防府市華浦学習等供用会館

午後一時三〇分から午後二時三〇分まで 防府市野島漁村センター

午前一〇時から午前一一時三〇分まで 防府市向島公民館

午後一時から午後三時三〇分まで 防府市公設青果物地方卸売市場

午前一〇時から午前一一時三〇分まで 防府市右田公民館

午後一時から午後三時三〇分まで 防府市新田学習等供用会館

午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで 防府市大字台道三五八六
山口県農業協同組合防府とくち西部営農センター

午後一時から午後三時三〇分まで 防府市中関公民館

七

	区域	検査の期日、場所等	時間	場	所
〃	柳井市				
〃	二二	午後一時から午後二時三十分まで	岩国市本郷支所		
〃	二二	午前一〇時から午前一時まで	岩国市南桑出張所		
〃	〃	午前一一時から正午まで	岩国市美川支所		
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」		
〃	二四	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	岩国市玖珂支所		
〃	二五	午前一〇時から午前十一時三〇分まで	岩国市米川出張所		
〃	〃	午後一時から午後三時まで	岩国市周東総合支所		
〃	二六	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	岩国市由宇公民館（由宇文化会館）		
〃	二七		岩国市役所		
令和七年六月三十日から同年八月二十九日までは、山口県計量検定所において実施する。					
三	所在場所における定期検査の期間				
令和七年八月四日から同月二十九日まで					
四	指定定期検査機関の名称				
一般社団法人山口県計量協会					
一	区域	柳井市			
二	検査の期日、場所等				
令和七、七、三	日	時間	場所		
〃	〃	午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで	柳井市柳東文化会館		
〃	〃	午後一時から午後三時まで	柳井市役所大畠出張所		
〃	四	午前一〇時から午前一〇時三〇分まで	柳井市役所伊陸出張所		
〃	〃	午前一一時から正午まで	柳井市役所日積出張所		
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	柳井市役所新庄出張所		
〃	七	午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで	柳井市役所余田出張所		

区域	検査の期日、場所等	時間	場所
一 区域 光市	令和七年七月十一日から同年九月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。	午後一時から午後二時三〇分まで	柳井市役所伊保庄出張所
二 検査の期日、場所等	令和七年七月三日から同年八月一日まで	午前十一時から午前十二時三〇分まで	柳井市役所阿月出張所
三 所在場所における定期検査の期間	令和七年七月二十二日から同年九月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。	午後一時から午後三時まで	アクティブやない
四 指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会	午前十一時三〇分から午前十二時三〇分まで及び午後一時から午後三時まで	柳井市役所平郡出張所
一 区域 玖珂郡	令和七年七月三日から同年八月一日まで	午後一時から午後二時まで	柳井市役所平郡出張所西平郡連絡所
二 検査の期日、場所等	令和七年七月三日から同年八月一日まで	午後一時から午後二時まで	柳井市役所
三 所在場所における定期検査の期間	令和七年七月三日から同年八月一日まで	午後一時から午後二時まで	柳井市役所
四 指定定期検査機関の名称	一般社団法人山口県計量協会	午後一時から午後二時まで	柳井市役所

令和七、八、一九	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	光市立室積コミュニティセンター
〃 二〇	午前一〇時三〇分から正午まで	光市役所
〃 〃	午後一時三〇分から午後三時まで	光市立三島コミュニティセンター
〃 〃	午前一〇時三〇分から午前十一時三〇分まで	光市立周防コミュニティセンター
〃 〃	午後一時から午後三時まで	ナイスケアまほろば
〃 〃	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	光市立浅江コミュニティセンター
〃 二五	〃	光市役所
令和七年八月二十六日から同年十月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。		
三 所在場所における定期検査の期間		
令和七年十月二日から同年十二月二十二日まで		
四 指定定期検査機関の名称		
一般社団法人山口県計量協会		
一 区域 熊毛郡		
二 検査の期日、場所等		
令和七、九、二	午前一〇時から午前十一時三〇分まで	田布施町城南公民館
〃 〃	午前十一時から午前一時三〇分まで	田布施町麻郷公民館
〃 〃	午後一時から午後三時三〇分まで	田布施町西田布施公民館
〃 〃	午前一〇時三〇分から午前十一時三〇分まで	佐賀地域交流センター
〃 〃	午後一時から午後三時まで	平生まち・むら地域交流センター
〃 〃	午前十一時から正午まで	上関町総合文化センター
〃 〃	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	上関町保健センター
〃 〃	午前十一時から正午まで	上関町役場祝島支所

令和七年九月八日から同年十一月二十八日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

令和七年七月三日から同年八月一日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 下松市

二 検査の期日、場所等

令和七、九、一六

午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで

下松市役所

所

午前一〇時から午前十一時三〇分まで

〃 一七

午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで

下松市役所米川出張所

〃 〃

午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで

下松市末武公民館

〃 一八

午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで

下松市役所花岡出張所

〃 一九

午前十一時三〇分から午前一時三〇分まで

下松市役所笠戸島出張所

〃 〃

午後一時から午後一時三〇分まで

下松市深浦公民館

〃 〃

午後二時三〇分から午後三時まで

下松市役所久保出張所

〃 二二

午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで

下松市役所

令和七年九月二十四日から同年十一月二十八日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

令和七年十月二日から同年十二月二十二日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 周南市		二 検査の期日、場所等	期	時 間	場 所
令和七、一〇、六 日		午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	七	午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	周南市徳山保健センター
〃		午前一時から午後二時三〇分まで	〃	午前一時から午後二時三〇分まで	周南市鼓南支所
〃		午前二時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	八	午前二時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市学び・交流プラザ
〃		午前二時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	九	午前二時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市大津島ふれあいセンター
〃		午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	〃	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	周南市富田東地区コミュニティセンター
〃		午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	一〇	午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	周南市鶴いこいの里交流センター
〃		午後一時から午後三時まで	〃	午後一時から午後三時まで	周南市ゆめプラザ熊毛
〃		午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	一四	午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	周南市須々万市民センター別館
〃		午後一時から午後一時三〇分まで	〃	午後一時から午後一時三〇分まで	周南市須金支所
〃		午後二時三〇分から午後三時まで	〃	午後二時三〇分から午後三時まで	周南市中須支所
〃		午前一〇時から午前一時三〇分まで	一五	午前一〇時から午前一時三〇分まで	周南市夜市支所
〃		午後一時から午後三時まで	〃	午後一時から午後三時まで	周南市湯野支所
〃		午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	一六	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市野球場
〃		午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	一七	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市櫛浜支所
〃		午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	二〇	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市コアラザカの
〃		午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	二二	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市徳山保健センター
〃		午前一〇時三〇分から正午まで	二二	午前一〇時三〇分から正午まで	周南市和田支所

山口県告示第六十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

浮島加入区	久賀加入区	大島町加入区	通津加入区
柱島加入区	神代加入区	大島加入区	平郡加入区
室津加入区	祝島加入区	平生町加入区	光加入区
下松加入区	周南市西部加入区	宇部市東部加入区	宇部岬加入区
新宇部加入区	南風泊加入区	六連島加入区	蓋井島加入区
黒井加入区	角島加入区	長門加入区	大島加入区
見島加入区	須佐加入区		

山口県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び宇部市都市政策部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画道路三・四・十三東海岸線
- 二 変更の内容
位置、区域及び構造の変更

山口県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条の規定により、柳井都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
柳井都市計画道路三・四・二柳井新庄線
柳井都市計画道路三・五・九境開下馬皿線
柳井都市計画道路三・五・十三東条線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更

山口県告示第六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
王司神田（一）(8)、長府安養寺（一）(9)

二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第三百八十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
善和（一）(11)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第三百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
徳地山畑(一)(10)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
伊房(一)(5)、川西(一)(5)、竹安(一)(6)、竹安(一)(7)、竹安(一)(8)、南岩国町(一)(26)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

- 一 解除に係る区域の名称
東深川(一)(9)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
仙崎(一)(12)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百八十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
伊陸(一)(106)、柳井(一)(77)、大島(一)(29)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第八十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

須々万本郷（一）

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

東高泊（一）

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

王司神田（一）（8）、長府安養寺（一）（9）

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

善和（一）

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称 徳地山畑(一)(10)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部 道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)	一 区域の名称 川上(三)(1)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土 木課に備え置いて縦覧に供する。)
一 区域の名称 東深川(一)(9)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川 課に備え置いて縦覧に供する。)	一 区域の名称 伊房(一)(5)、川西(一)(5)、竹安(一)(6)、竹安(一)(7)、竹安(一)(8)、南岩国町(一)(26)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木 課に備え置いて縦覧に供する。)
一 区域の名称 須々万本郷(一)(11)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)	一 区域の名称 伊陸(一)(105)、大島(一)(29)、柳井(一)(77)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市 建設課に備え置いて縦覧に供する。)
一 区域の名称 仙崎(二)(12)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市 建設課に備え置いて縦覧に供する。)	一 区域の名称 伊陸(一)(105)、大島(一)(29)、柳井(一)(77)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木 課に備え置いて縦覧に供する。)
一 区域の名称 急傾斜地の崩壊	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)	一 区域の名称 伊陸(一)(105)、大島(一)(29)、柳井(一)(77)	二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木 課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
東高泊(一)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
王司神田(一)(8)、長府安養寺(一)(9)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十二年山口県告示第三百八十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

- 令和七年三月七日
- 一 解除に係る区域の名称
善和(一)(11)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
徳地山畑(一)(10)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次の

のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

伊房(一)(5)、川西(一)(5)、竹安(一)(6)、竹安(一)(7)、竹安(一)(8)、南岩国町(一)(26)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおりに解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

東深川(一)(9)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

仙崎(二)(12)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百八十九号)により指定された区域についての指定を次のとおりに解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

伊陸(一)(106)、柳井(一)(77)、大島(一)(29)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第八十五号)により指定された区域についての指定を次のとおりに解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

須々万本郷(一)(11)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

東高泊(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

王司神田(一)(8)、長府安養寺(一)(9)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

善和(一)(11)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

徳地山畑(一)(10)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
伊房(一)(5)、川西(一)(5)、竹安(一)(6)、竹安(一)(7)、竹安(一)(8)、南岩国町(一)(26)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
東深川(一)(9)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
伊陸(一)(106)、大島(一)(29)、柳井(一)(77)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木

課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
須々万本郷(一)(11)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
東高泊(一)(1)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)



(三八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

二千八百四十七キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和七年六月一日から令和十年五月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県庁舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの資格を有する者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和七年三月七日から同年四月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和七年三月七日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県総務部管財課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部管財課

(三) 受領期限

令和七年四月十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年四月十七日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

令和七年四月十七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和七年四月九日午後五時十五分までに、山口県総務部管財課に提出すること。
1 入札参加資格確認申請書
2 小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写し
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年四月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県総務部管財課（電話〇八三―九三三―二二一〇）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 28,470,000 kWh.
- (3) Delivery period: June 1, 2025 to May 31, 2028
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2210)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., April 16, 2025
(If case of bringing a tender: 11:00 A.M., April 17, 2025)
- (三九) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（宿井）換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区宿井（宿井）換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和七年二月十八日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（宿井）換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(四〇) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設的位置
維新百年記念公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、多目的広場、ラグビー・サッカー場、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を

- 取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
(七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
(八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

(四一) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）第四十五条の二（山口県営改良住宅条例（昭和四十一年山口県条例第三号）第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例（平成九年山口県条例第三号）第十三条において準用する場合を含む。）の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和七年三月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）並びに共同施設の名称及び設置場所
次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名 称	設 置 場 所
王 司 県 営 住 宅	下 関 市
楠 乃 県 営 住 宅	〃
安 岡 県 営 住 宅	〃
中 村 県 営 住 宅	〃
稗 田 県 営 住 宅	〃
綾 羅 木 県 営 住 宅	〃
垢 田 県 営 住 宅	〃

栄 県 営 住 宅	〃
彦 島 県 営 住 宅	〃
川 中 東 部 県 営 住 宅	〃
川 中 西 部 県 営 住 宅	〃
長 府 県 営 住 宅	〃
横 野 県 営 住 宅	〃
彦 島 迫 町 県 営 住 宅	〃
彦 島 角 倉 県 営 住 宅	〃
彦 島 堀 越 県 営 住 宅	〃
白 雲 台 県 営 住 宅	〃
山 の 田 東 県 営 住 宅	〃
第 二 彦 島 角 倉 県 営 住 宅	〃
川 棚 県 営 住 宅	〃
彦 島 江 の 浦 県 営 住 宅	〃
一 の 宮 県 営 住 宅	〃
安 岡 駅 前 県 営 住 宅	〃
西 宇 部 県 営 住 宅	宇 部 市
大 沢 県 営 住 宅	〃
鵜 の 島 県 営 住 宅	〃

上 東 県 営 住 宅	平 井 県 営 住 宅	宮 野 下 県 営 住 宅	恋 路 県 営 住 宅	平 川 県 営 住 宅	大 内 御 堀 県 営 住 宅	赤 妻 県 営 住 宅	西 大 橋 県 営 住 宅	琴 芝 県 営 住 宅	常 盤 台 県 営 住 宅	藤 山 県 営 住 宅	田 町 県 営 住 宅	宇 部 中 村 県 営 住 宅	北 琴 芝 県 営 住 宅	岬 県 営 住 宅	西 山 県 営 住 宅	中 野 県 営 住 宅	小 羽 山 県 営 住 宅	東 岐 波 県 営 住 宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山 口 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

花 岡 県 営 住 宅	久 保 県 営 住 宅	旗 岡 県 営 住 宅	生 野 屋 県 営 住 宅	川 瀬 県 営 住 宅	中 央 県 営 住 宅	北 山 手 県 営 住 宅	西 浦 県 営 住 宅	大 道 県 営 住 宅	高 井 県 営 住 宅	大 平 山 県 営 住 宅	西 田 中 県 営 住 宅	金 谷 県 営 住 宅	東 萩 県 営 住 宅	第 二 無 田 ヶ 原 県 営 住 宅	中 津 江 県 営 住 宅	無 田 ヶ 原 県 営 住 宅	穂 積 県 営 住 宅	吉 敷 木 崎 県 営 住 宅
〃	〃	〃	〃	下 松 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防 府 市	〃	〃	〃	〃	萩 市	〃	〃

湯本県営住宅	岩田駅前県営住宅	光井県営住宅	島田県営住宅	和田県営住宅	亀山県営住宅	今杵県営住宅	両家県営住宅	高森県営住宅	今津県営住宅	上市県営住宅	堀田県営住宅	第二浪の浦県営住宅	梅ヶ丘県営住宅	海土路県営住宅	黒磯県営住宅	浪の浦県営住宅	山中県営住宅	萩谷県営住宅
長門市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	光市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岩国市

若山県営住宅	慶万県営住宅	舞車県営住宅	瀬ノ上県営住宅	周南県営住宅	旭ヶ丘県営住宅	金剛山県営住宅	大迫田県営住宅	来福台県営住宅	西下領県営住宅	馬皿県営住宅	柳井旭ヶ丘県営住宅	宮野県営住宅	新庄北県営住宅	大屋県営住宅	田屋県営住宅	中の塚県営住宅	江良県営住宅	東深川県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	周南市	〃	美祢市	〃	〃	〃	〃	柳井市	〃	〃	〃	〃

桜	第二古開作	杣尻	萩原	桜山	本山	叶松	くし山	平原	古開作	大内	周陽	第二金剛山	湯野	新堤	福川	富田	西柗	ひばりヶ丘
県	古開作	県	県	県	県	県	山	県	県	県	県	山	県	県	南	東	柗	ヶ丘
営	作	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営	営
住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住
宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山陽小野田市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

種田改良住宅

朝田特定公共賃貸住宅

山口市

下関市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 入居者の公募に関すること。

(二) 入居者の指導及び連絡に関すること。

(三) 家賃及び使用料の収納に関すること。

(四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること。

四 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

山口県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和七年三月七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
サービス付き高齢者向け住宅	ケアレッジ桜菴館	宇部市大字西岐波二〇六八の一	〃	〃	令和七、二、二〇	〃	〃	〃	〃
サービス付き高齢者向け住宅	ケアレッジ桜式番館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
サービス付き高齢者向け住宅	ケアレッジ桜参番館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第十号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（令和五年山口県選挙管理委員会告示第九十五号）は、廃止する。

令和七年三月七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦



正 誤

令和七年二月二十八日山口県公安委員会規則第一号（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則）

五	ページ		
下	段		
左から 二	行		
掲示板に掲示して	誤		
掲示板に提示して	正		

令和七年三月七日印刷
令和七年三月七日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事